

令和7年度介護支援専門員法定研修の 年間スケジュール(予定)及び研修申込手続きについて

●令和7年度介護支援専門員法定研修の年間スケジュール(予定)

	令和6年度		令和7年度											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
法定研修						← 専門Ⅰ →		← 専門Ⅱ →				← 実務 →		
										← 主任 →				
							← 更新・再 →			← 主任更新 →				
県ホームページへの掲載		★												★

※研修実施機関

← 県介護支援専門員協議会
→ 県社会福祉協議会

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、開催要綱掲載日や研修日程等が変更になることがあります。随時、県や研修実施機関のホームページを御確認ください。

●研修申込の手続きについて

研修名 日程等	更新研修 (実務未経験者向け)	再研修	専門研修Ⅰ・更新研修 (実務経験者88時間専門 研修Ⅰ相当分)	専門研修Ⅱ・更新研修 (実務経験者専門研修Ⅱ 32時間相当)	主任研修	主任更新研修
開催要綱掲載日 (各研修実施機関の ホームページに掲載)	5月中旬頃		4月下旬頃	6月中旬頃	6月中旬頃	8月上旬頃
研修申込期間	5月中旬から6月中旬	未定	未定	未定	未定	未定
研修日程(予定)	【前期】オンデマンド 8月5日(火)～22日(金)<28時間> 【後期】ハイブリッド研修 9月4日(木)～10日(水)<5日間>		6月20日(金) ～8月21日(木)	8月25日(月) ～11月11日(火)	11月14日(金) ～3月19日(木)	10月31日(金) ～12月11日(木)
研修会場(予定)	前期(講義):オンデマンド動画視聴 後期(演習):ハイブリッド形式(オンラ イン/集合のいずれかを選択)	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン・集合(鹿児島)	オンライン
研修実施機関	県社会福祉協議会	県介護支援専門員協議会				

- ① 県ホームページで、どの更新研修を受講すべきか、フローチャート等で確認してください。
- ② 県ホームページで、受講を希望する研修のスケジュールを確認してください。※毎年、前年度末(3月)頃に掲載
①②は、前年度末には、必ず県ホームページで確認をしておいてください。
↓
受講を希望する研修の開催要綱の掲載日になりましたら、
- ③ 受講を希望する研修の実施機関のホームページから、開催要綱をダウンロードしてください。
- ④ 開催要綱に記載された受講要件、申込方法等を確認し、申込期限内に手続きをしてください。



2 更新研修の受講を希望しない場合

- 更新を希望しない場合は、手続きは不要です。
- 「介護支援専門員証」の有効期間満了日までに、該当の更新研修を受講し、更新申請手続きを終えなければ、「介護支援専門員証」は失効します。

3 介護支援専門員証を失効後、再度介護支援専門員として業務に就きたい場合

- 「介護支援専門員再研修(年1回開催)」を受講の上、「介護支援専門員証」の交付申請を行い、新たな証の交付を受ければ、介護支援専門員として業務に就くことが可能です。

●介護支援専門員及び管理者の皆様へ

ご注意ください!!

- 研修受講者は、各自、介護支援専門員証の有効期間が切れる前に更新申請手続きを終えるよう、研修の受講要件や申込み時期(期限)を確認の上、計画的に更新研修を受講してください！

なお、介護支援専門員証の有効期間満了日までに更新研修を受講していても、更新の申請手続きを行わないと、失効します。

- 更新を行わず、証を失効された方は、介護支援専門員としての登録はそのままですが、失効期間中は介護支援専門員としての業務を行うことができませんのでご注意ください。

※「介護支援専門員証」の失効期間中に介護支援専門員の業務を行った場合は、介護保険法第69条の39第3項第3号の介護支援専門員の登録消除に該当し、その後5年間は、介護支援専門員として登録できませんので、ご注意ください。

- 研修受講者は、事業所等の管理者へご自身の研修受講時期をお伝えください。
- 管理者は、施設等の人員配置基準等を考え、職員の更新研修が計画的に受講できるように調整ください。

ご自身の介護支援専門員証の有効期間満了日はいつですか？

例えば、有効期間満了日が、令和9年3月1日(令和8年度)の方は、令和7年度の更新研修の受講対象者です。

令和7年度の更新研修スケジュール等については、令和7年3月下旬頃に、県ホームページへ掲載します。

事前に申込時期や、開催時期等をご確認いただき、申込漏れのないようご注意ください。

